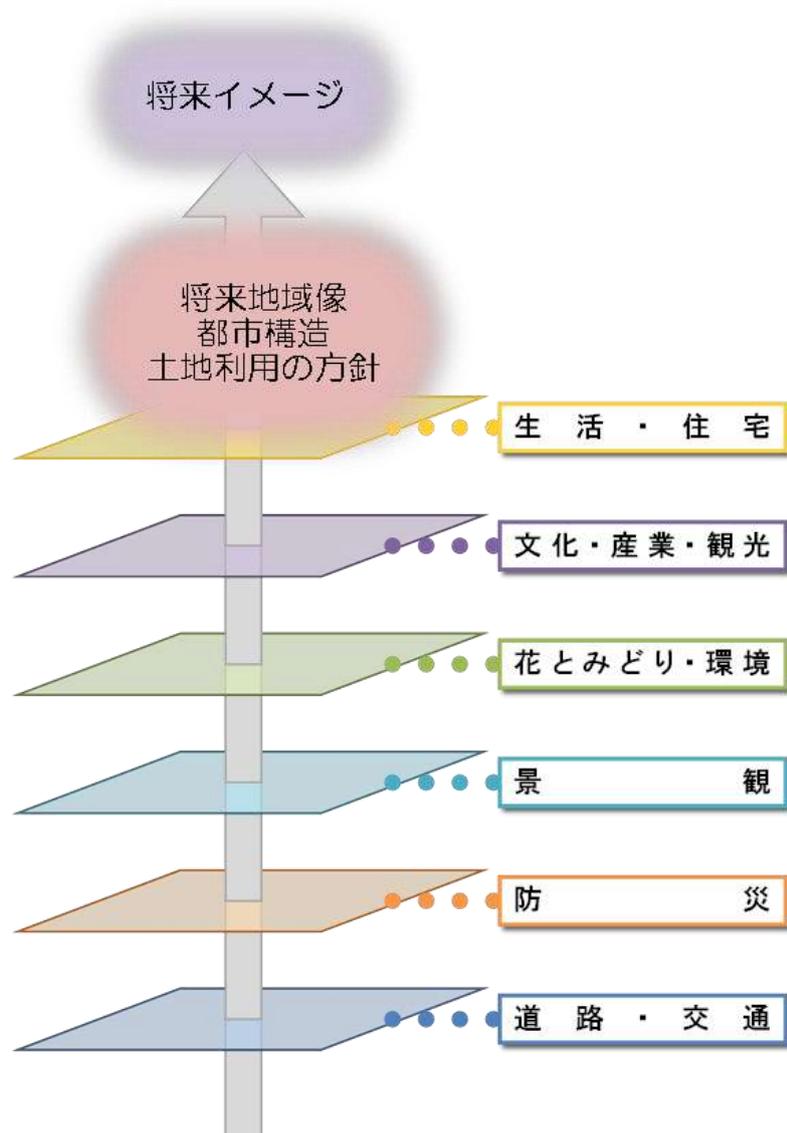


第4章 分野別まちづくり方針

台東区のまちづくりの将来イメージ実現のため、以下の6つの分野ごとにまちづくりの方針を示す。

- 1 生活・住宅まちづくり方針
- 2 文化・産業・観光まちづくり方針
- 3 花とみどり・環境まちづくり方針
- 4 景観まちづくり方針
- 5 防災まちづくり方針
- 6 道路・交通まちづくり方針



1 生活・住宅まちづくり方針

■生活・住宅まちづくり方針の目標

誰もがいきいきと暮らし続けられるまち

地域特性を活かした魅力的な生活環境を創出し、質の高い住宅供給を誘導するとともに、マンションの適正な管理や必要な建て替えを促進することにより、誰もが健康で楽しく暮らせる生活環境づくりを推進します。

■基本的な考え方

●魅力的な生活・住環境の創出

- ・地域特性と景観に配慮した魅力的な住環境を形成する。
- ・歴史・伝統等を活かし、居住機能と産業機能の共存等、各種機能が調和した個性ある住環境の形成を進める。
- ・空き家の適正管理や防犯対策等により、安全で快適な生活・住環境を形成する。

●生活利便性の高い生活・住環境の形成

- ・生活利便性の向上に資する機能を誘導する。

→ まちづくり方針(1)

●多様な人々の定住を促進する質の高い住宅供給の誘導

- ・質の高い住宅供給を誘導するとともに、多様な人々が生活し、住み続けられるように、多様な生活・住環境の形成を図る。
- ・高齢者や障害者などが安心して住み続けられる環境の創出や、子育て世帯の定住を促進する。

→ まちづくり方針(2)

●地域の生活の拠点となるコミュニティの場づくり

- ・多様な人々が共生できる生活・住環境を形成し、安心感の向上に資するコミュニティの場づくりを推進する。

●健康まちづくりに資する環境の形成

- ・医療・福祉、スポーツ等、健康づくりのための快適な空間づくりや安心な道づくりを通じ、歩いて暮らせる環境を形成し、人々が健康に生活できるまちづくりを推進する。

→ まちづくり方針(3)

●適正なマンションの維持・管理

- ・マンションの適正な管理の促進や耐震化・長寿命化を推進し、安全で快適な生活・住環境の形成を図る。

→ まちづくり方針(4)

■生活・住宅まちづくり方針

(1) 地域特性を活かした魅力的な生活・住環境の創出

①地域特性に応じた生活・住環境の形成

- 谷中地域や根岸地域では、防災性を高めながらみどりや路地空間、歴史・文化資源を活かし、低層を中心としながら、一部幹線道路沿道等では中高層を許容するなど、良好な生活・住環境を形成する。
- 入谷地域や北部地域の一部では、建物の不燃化・耐震化による市街地の安全性向上や中高層部への住宅の配置、地域のコミュニティ活性化、利便性向上、緑化推進等による質の高い生活・住環境を形成する。
- 今戸周辺や「カチクラ」エリアでは、住宅の低層部に作業所等を併用するなど、職と住が調和した生活・住環境を形成する。
- 中部地域や南部地域、主要な幹線道路沿道では、店舗や事務所建物と住宅が共存するとともに、中高層部への住宅の配置などが複合した、多様な機能集積と利便性を重視した生活・住環境を形成する。
- 広域総合拠点や広域拠点周辺では、商業・業務機能と調和した住宅の供給を推進し、商業・業務機能の集積を活かした利便性の高い生活・住環境を形成する。
- 上野恩賜公園や隅田川に近接する地域では、みどりや水辺の環境を維持・保全しながら、みどりや水辺を感じる生活・住環境を形成する。

②住みやすい・住みたくなる魅力的な生活・住環境の整備

- 中高層建築物の建築に際しては、公開空地や歩道状空地の創出による空間の確保、みどりの創出、隣接地や周辺地域における生活・住環境への配慮により、周辺環境との調和を図る。
- 集合住宅には、敷地内に一時停車スペースや駐輪スペースを確保し、生活道路における駐車スペースの抑制や歩行者の安全性を確保する。
- 安全で快適な生活・住環境形成のため、空き家に対する適切な指導・勧告や老朽建物の除却支援などの適正管理、街路灯や防犯カメラの設置、オープンスペース等における見通しの確保等により、犯罪が起こりにくいまちづくりを進める。

③利便性・魅力を高める生活機能の誘導

- 生活利便性を向上させるために、生活・住環境にも配慮しつつ小規模の生活利便施設の立地の誘導や近隣型商店街の活性化を図る。
- 子育て世帯が安心して生活できるように、子育て支援機能等の誘致を促進する。



近隣型商店街の活性化

(2) 質の高い住宅供給の誘導

①地域特性を活かした質の高い住宅供給の誘導

- 建物の共同化等により、防災性を備えた、都市居住型誘導居住面積水準、住宅性能水準等を満たす質の高い住宅供給を誘導する。
- 区民の多様な居住ニーズに対応した集合住宅の供給や更新の誘導を図る。

②多様なライフスタイル・ライフステージに対応した住宅供給の誘導

- 高齢者や障害者等が安心して生活できるように、生活・住環境整備の推進や、サービス

付き高齢者住宅、グループホーム等の供給を誘導する。

- 多世代型住宅の供給を誘導し、高齢者や子育て世代が安心して同居できる環境を創出し、バランスのとれた多様な年齢層の定住を促進する。
- 様々な年齢層の世帯に対応する、多様な形態の住戸を併せ持つ集合住宅等の供給や交流の場づくりなどの生活・住環境の整備を推進する。
- 商店、事務所、作業場等との併用住宅を更新する際には、併用機能を維持しながら、ものづくりに携わる人々や起業家等が活動しやすい、職住が調和した住宅への更新を誘導する。
- 「ものづくり」に携わる人々がその魅力を発信し、製品の販売促進に繋がるよう店舗、作業所等を改修し、アトリエ等として活用できるよう誘導する。



高齢者住宅

(3) 誰もが健康で楽しく暮らせる環境づくり

①地域の生活の拠点となるコミュニティの場づくり

- 多世代居住や職住近接等により多様な人々が共生する住環境を創出する。
- 区有施設や商店街の活用、開発における空間の創出等により、地域コミュニティの場づくりを通じた活性化を図る。



職住が調和した住まい

②いつまでも健康に暮らせる環境づくり

- 健康・医療施設、福祉施設、文化・スポーツ施設等へのアクセス性を高め、いつまでもいきいきと健康に暮らせる環境づくりを進める。
- 誰もが歩けるまち、歩きたくなるまちづくりを進め、人々が健康に暮らせる環境を形成する。

(4) 適正なマンションの維持・管理・建替え促進

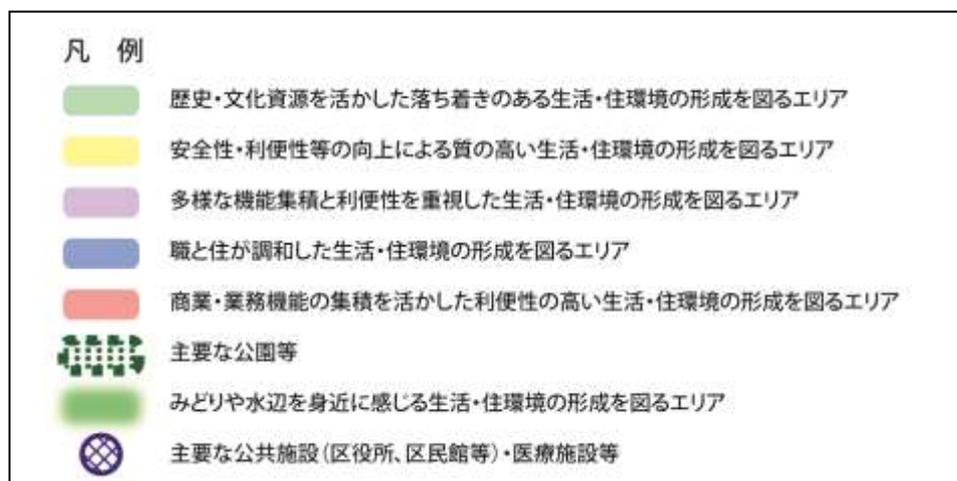
①マンションの適正な維持・管理の促進

- マンションの適正な維持・管理のため、管理組合活動への支援を通じて、適正化を促進する。

②マンションの耐震化・長寿命化の促進

- マンションの耐震化・長寿命化を促進することで、マンションの質を維持し、良好な市街地環境の維持・向上を図る。

■生活・住宅まちづくり方針図



2 文化・産業・観光まちづくり方針

■文化・産業・観光まちづくり方針の目標

歴史・賑わいを継承し創造するまち

歴史・芸術・文化資源を活かしたまちづくりを推進するために、地域産業・商店街の活性化による地域の魅力向上を図り、文化・産業と連携した商業・業務機能を誘導します。

居住と観光の調和を図りながら、賑わいを創造するまちづくりを進めます。

■基本的な考え方

●歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進

- ・世界文化遺産などをはじめとする世界に誇る歴史・文化資源を、ハード・ソフト両面から活用したまちづくりを進める。

→ まちづくり方針(1)

●商店街の活性化と活用

- ・既存ストックを活用し、コミュニティの場づくりを推進するとともに、地域特性を活かした商店街の活性化を図る。

●新たな産業や起業を支える場づくりによるまちの魅力向上

- ・ものづくり産業のさらなる活性化を図り、新たな試みにチャレンジできる場づくりを推進することにより、産業の創出、産業集積によるまちの活力向上に結びつける。
- ・「台東ブランド」の価値の向上や、観光や地域産業の振興を図り、まち全体の魅力向上を図る。

→ まちづくり方針(2)

●文化・産業と連携した商業・業務機能の強化

- ・区部中心部への近接性や空港へのアクセス性の高さを活かし、文化・産業と連携しながら新たな企業誘致などを図り、拠点的な商業・業務集積を誘導する。

→ まちづくり方針(3)

●まちの魅力発信と多くの来街者を受け入れる環境の充実

- ・観光資源の活用と魅力発信により、国際観光都市としての持続的な発展をめざす。

●居住と観光の調和

- ・生活を尊重しながら観光機能の充実を図ることにより、居住者が生活しやすく、来街者にとっても居心地の良い環境を創出する。

→ まちづくり方針(4)

■文化・産業・観光まちづくり方針

(1) 歴史・文化資源を活かしたまちづくり

①世界に誇る歴史・文化資源の保全・活用

- 上野恩賜公園やその周辺の文化施設、学術・教育機関の集積を活かし、関係機関が相互に連携・協力し、ハード・ソフト両面にわたる取り組みを推進し、文化・芸術の創造と発信の拠点を形成する。
- 国立西洋美術館周辺環境保全に努め、世界遺産としての品格や魅力を維持するとともに、その活用による国際観光都市としての魅力の創出を図る。
- 浅草地域では大衆落語、漫才、演劇などの芸能に関する施設の集積を活かし、江戸から続く大衆文化やまちの情緒を味わえる機会や場の充実を図る。
- 谷中地域では歴史や文化、みどりの資源や路地・坂などの特色を活かしながら、地域に根差した生活を尊重した、個性ある生活・文化調和ゾーンを形成する。

(2) 地域産業・商店街の活性化による地域の魅力向上

①生活利便性や地域の魅力を高める商店街の活性化と活用

- 区内や近隣からの人々が集まる近隣型商店街では、空き店舗の有効活用や土地利用転換に対応した環境整備及び生活利便施設の誘導等により、地域特性を活かした魅力ある商店街の活性化を推進する。
- 近隣型商店街では、低層部への商業機能の誘導により賑わいの連続性確保を図るとともに、既存ストックの活用等により、コミュニティの場としての役割の充実を図る。

②地域産業・ものづくり産業の活性化と魅力向上

- ものづくりインキュベーション施設を継続して有効活用するとともに、新たな産業や起業・成長を支える場を創出する。
- 製造業者・小売業者が、ものづくりの魅力を発信し、製品の販売促進のために店舗、作業所等を改修し、アトリエ等として活用できるよう誘導する。
- 既存ストックの有効活用等により、ものづくりの活性化を図るとともに、産業の創出やまちの活力向上を図る。
- ものづくりの文化を活かした「台東区ブランド」の育成・発信、魅力ある地域産業のプロモーションの推進とともに、それらと連携したまちづくりを推進する。
- アメ横やジュエリータウン等の特色ある商業の集積を活かし、個性豊かな商業・業務機能の充実を図り、さらなるまちの魅力向上を図る。



地域産業のプロモーション

(3) 文化・産業と連携した商業・業務機能の誘導

①文化・観光・業務機能の複合的な拠点形成

- 上野駅周辺では、歴史資源の活用や世界的な文化・芸術機能のさらなる集積を図るとともに、宿泊滞在機能や文化・芸術機能と連携した関連機能の充実により、国際競争力を有する文化・観光・商業・業務等の複合的な拠点の形成を図る。
- 北部地区広域拠点周辺では、旧東京北部小包集中局跡地を活用し、官民連携による賑わいと交流の拠点形成を促進する。

②都心への近接性を活かした商業・業務機能の誘導・集積

- 上野地域や浅草・中部地域、南部地域では、区部中心部への近接性や空港へのアクセス性の高さを活かし、ものづくり等の産業との連携や市街地環境への配慮を図りながら、企業誘致などを進め、オフィスなどの業務機能や商業機能を誘導する。

(4) 観光振興に資するまちづくり

①豊富な資源の活用と魅力発信

- 来街者が多く集まる地域では、民間開発による情報発信や人々の交流拠点の整備により、魅力の創造発信機能の充実を図る。
- 広域からの外国人観光客や来街者などが集まる広域・観光型商店街では、外国語対応の案内表示などの来街者対応の取り組みの充実や個性豊かな商店街育成により、さらなる魅力向上を図る。
- 貴重な自然環境である隅田川周辺では、水辺空間の有効活用により賑わい創出により、観光地としてのさらなる魅力向上を図る。

②広域交通アクセスの充実

- 空港へのアクセス性向上のため、鉄道路線への乗り換え利便性の向上や、新たな交通機能の導入により、広域的な交通アクセスの充実を図る。
- 舟運を浅草への交通手段の一つとして活用し、船着場の利用拡大に向けた取り組みにより、来街者の増加と回遊性の向上を図る。
- 来街者の交通利便性向上のために、隅田川の舟運の充実や新たなルートの設定を関係機関に働きかける。

③来街者の受入れ体制の強化

- 循環バス「めぐりん」は、観光利用の視点を加え、さらなる利便性の向上を図る。
- シェアサイクルは区内や周辺地域を巡る便利な交通手段として推進する。
- 誰にでもわかりやすい空間整備や案内機能の充実、トイレ整備、バリアフリー化などの環境整備を推進する。
- 駅周辺や来街者が多く集まる地域では、国内外からの来街者の滞在日数増加のために、既存ストックの有効活用や民間活力の誘導等により、質の高い宿泊機能の充実を図る。



循環バス「めぐりん」

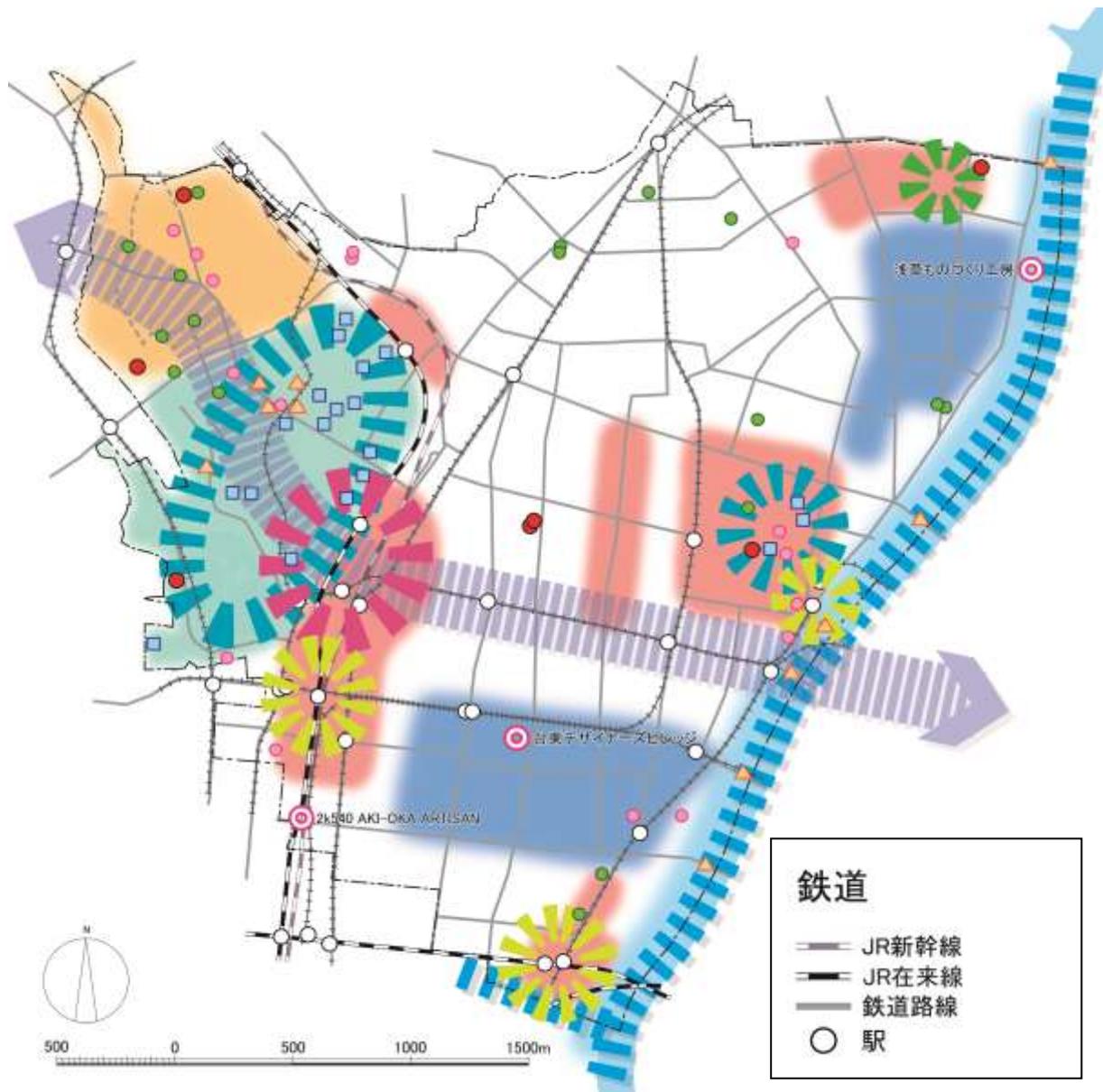


宿泊機能の充実

④居住と観光の調和

- 観光バスの駐車対策として、乗降スペース及び駐車場の整備や観光バス予約システムの運用を通じて、より安全で快適な交通環境の実現と来街者の利便性向上を図る。
- 観光のためのルールやルートづくりなどの検討を推進し、生活・住環境と観光との調和を図る。

■文化・産業・観光まちづくり方針図



凡例	
● 国指定史跡・名勝	⇄ 文化・観光連携軸
■ 国指定重要文化財	▮ 舟運の充実・活用
▲ 都選定歴史的建造物	■ 水辺空間の魅力向上
● 景観重要建造物	■ 歴史・文化・芸術の保全・活用を図るエリア
● 景観重要樹木	■ ものづくり文化の育成・発信を図るエリア
◎ ものづくりインキュベーション拠点	■ 商業・観光機能の強化・育成を図るエリア
✿ 歴史・文化・芸術と連携した拠点の形成	■ 生活と文化の調和を図るエリア
✿ 広域拠点等の機能集積・交通結節機能の強化	
✿ 歴史・文化等を活かした観光魅力の強化	
✿ 交通・観光等の新たな機能の強化	

3 花とみどり・環境まちづくり方針

■花とみどり・環境まちづくり方針の目標

花とみどり・水に囲まれた潤いを感じるまち

みどりの拠点やネットワークを充実させるとともに、自然資源を活かした良質な花とみどりの空間を広げます。

みどりを活かした多様な活動を活性化させ、地域の魅力をより高めるために、身近なみどりを創出し、保全を図ります。

地球環境に配慮した環境まちづくりを推進します。

■基本的な考え方

●みどりの拠点の形成と市街地との連続性

- ・歴史・文化資源と調和したみどりを保全するとともに、風格あるみどりの拠点、骨格的なみどりの充実を図る。
- ・水とみどりの拠点や点在する寺社等のみどりをつなぎ、市街地における連続性を確保する。

→ まちづくり方針(1)

●親水性の高い水辺空間の活用

- ・隅田川、神田川、不忍池等の水辺空間は、民間活力による活性化を図るなど、潤いとやすらぎの空間として、まちづくりに活用する。

●自然資源を活かした水とみどりの空間形成

- ・台地や崖線、水辺を活用し、魅力ある空間形成を図る。

→ まちづくり方針(2)

●公園を活用した多様な活動の活性化

- ・防災機能、健康づくり機能などの多様な活動を支える場としての公園再生・緑化を推進する。
- ・多様な主体への緑化活動の支援等により、みどりの保全・創出を進めるとともに、緑化活動を通じた地域コミュニティの充実を図る。

→ まちづくり方針(3)

●身近なみどりの保全・創出

- ・身近な公園が不足している地域では、地域の魅力を高める新たな公園整備を検討する。
- ・区内に点在する寺社等のみどりの保全を図るとともに、建物の更新とあわせたまどりの増進を図り、潤いを感じる市街地を形成する。

→ まちづくり方針(4)

●地球環境に配慮したまちづくり

- ・エネルギーの面的利用、建物の省エネルギー化、交通における環境負荷の低減などにより、多方面にわたり環境まちづくりを推進する。

→ まちづくり方針(5)

■花とみどり・環境まちづくり方針

(1) みどりの拠点とネットワークの形成

①拠点となるみどりの形成・充実

- 上野恩賜公園は、歴史・芸術等の文化、レクリエーション機能と自然環境が調和したみどりの拠点として、その保全と活用を図るとともに、周辺では幹線道路の街路樹や開発にあわせた緑化等によりみどりを創出し、上野恩賜公園と市街地との一体化を図る。
- 浅草寺周辺は、歴史・伝統と自然環境が調和したみどりの拠点として、幹線道路の街路樹や開発にあわせた緑化、隅田川とのネットワーク等により、みどりを感じる空間づくりを進める。
- 上野恩賜公園、谷中霊園、寛永寺、浅草寺等の歴史的資源や寺社等のみどりは、まちの風格を演出する資源であり、その保全を図る。
- 隅田公園は桜の名所として、桜樹の保全・再生を図るとともに、みどりの充実を図る。

②骨格的なみどりの形成・充実

- 浅草通り、中央通り、昭和通り及び山谷堀公園・土手通り等は、「みどりと風の通り道」として、植栽等の充実による自然景観の骨格となる軸を形成するとともに、緑陰等によるクールスポットを形成するなど、熱環境対策を図る。
- 区の骨格を形成する軸に対応する道路は、「みどりの骨格軸」、「みどりの軸」として、幅員や構造に応じた緑化、沿道建物の緑化を推進し、みどりによる地域の特性を活かしたストーリー性のある歩行者ネットワークの整備を推進する。
- 隅田川・神田川は、「水の軸」として水辺景観の骨格となる軸を形成する。

(2) 自然資源を活かした花とみどりの空間形成

①隅田川の親水性の向上

- 吾妻橋、桜橋は貴重な水の拠点として、隅田公園と連携した環境整備を推進するとともに、船着場を活用した舟運の活性化を図る。
- 隅田川沿岸は、貴重なオープンスペースとして、親水テラスの整備・活用、規制緩和や民間活動による水辺空間の活用などにより、賑わい創出や魅力向上を図る。
- 隅田川・神田川に隣接するエリアは、水辺空間と調和した潤いある空間の創出・景観形成を図る。



水辺とのつながりを感じられる商業施設

②不忍池の保全と活用

- 不忍池は人々の憩いの場であるとともに、野鳥等の多様な生物の棲息の場となっており、その保全に努め、親水性が高い水辺空間として活用を図る。

③台地や崖線周辺の緑化の推進

- 上野台地や本郷台地の崖線は、地形的変化と自然を感じる場所であるため保全を図るとともに、崖線周辺の緑化を推進し自然資源を活用した良好な景観を形成する。



水辺空間における賑わい創出の取り組み

(3) みどりを活かした多様な活動の活性化

①多様な活動の場となる公園の活用

○防災機能や健康づくりの機能等を備えるなど、地域特性に応じた特色ある公園整備やリニューアル、緑化に取り組み、地域コミュニティの場として公園を再生・活用する。

②みどりを活用した地域活動の活性化

○江戸の風情を残すみどりに関連した催事などの伝統を受け継ぎ、花とみどりに親しむ活動を続けていくため、地域の催しとまちづくりが一体となった活動促進を図る。
○コミュニティガーデンなどの区民が主体となる取り組みを通じた緑化活動の推進により、地域コミュニティの活性化を図る。

(4) 魅力を高める身近なみどりの保全・創出

①新たな公園整備

○公園の立体的な整備手法、民有地の活用及び多様な主体による公園づくり・管理等により、地域の魅力を高める新たな公園の整備・活用を推進する。

②回遊性・賑わいを創出する連続性のあるみどりの充実

○アメ横や浅草寺周辺、駅周辺等の商業地では、連続性のある視認性の高い緑化の推進により、回遊性・賑わいの創出を図る。

③建物・施設の花とみどりの充実

○学校、公園等の区有施設では、四季を感じられる花とみどりの充実を図る。
○道路沿道、高速道路下やペDESTリアンデッキ、護岸等の公共構造物の緑化は、関係機関との連携により様々な手法を検討し、充実を図る。
○マンションや事務所等の民間の建物については、その更新等にあわせて、敷地や建物の規模に応じた、地域の魅力を高める緑化を推進する。
○大規模開発によるオープンスペースの確保及び緑化推進等により、市街地における潤いある空間の創出を推進する。
○民有地における歴史的・景観的に価値のあるみどりについては、所有者と協力しその保全を図る。



民間施設の壁面緑化

④歴史・風情を感じるみどりの創出

○谷中や根岸等の歴史や生活・文化の風情を感じる地域では、敷地内緑化とその連続性確保により、路地空間等の風情ある街並みと調和した緑化を推進する。
○区内に点在する寺社のみどりを保全するとともに、その周辺では寺社のみどりを意識した緑化を推進する。

(5) 環境まちづくりの推進

①エネルギーの面的利用とスマートエネルギーネットワークの構築

○市街地開発に連動し、複数の建物でエネルギーを融通し合う、街区レベルでのエネルギーの面的利用を図り、スマートエネルギーネットワークの構築を目指す。

②建物の省エネルギー化の促進

○住宅の建替えの際に、公的な支援制度や税の優遇措置に関する情報提供などを通じて、省エネ住宅等の普及促進を図る。

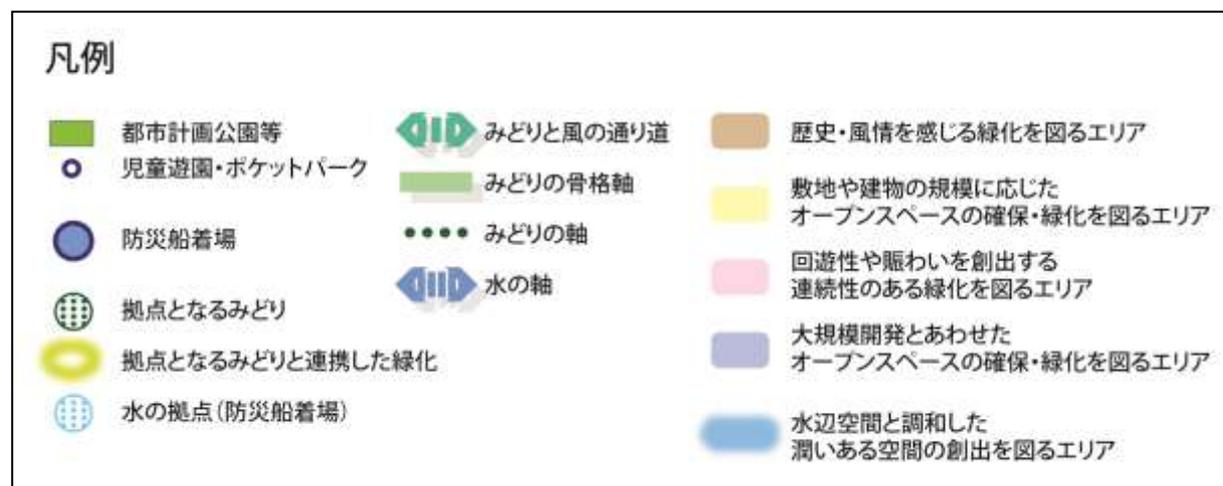
○様々な施設等において、太陽光発電等の再生可能エネルギーや新エネルギーの導入を推進するとともに、LED 照明、透水性・保水性舗装等の環境対応・省エネルギー設備の導入を図る。

③交通における環境負荷の低減

○自転車等駐車場や自転車走行空間を充実させ、自転車の利用促進を図る。

○循環バス「めぐりん」などの公共交通機関の利便性向上や、シェアサイクル・カーシェアリングの推進、電気自動車の普及、水素エネルギー等の新たな技術やエネルギーの導入などにより、環境負荷の低減を図る。

■花とみどり・環境まちづくり方針図



4 景観まちづくり方針

■景観まちづくり方針の目標

個性豊かな街並みが人々の愛着や誇りを生み出すまち

拠点や骨格となる通りなどにおいて、風格ある景観を形成するとともに、多様な資源を保全・活用し、それらが調和した景観の形成を進めます。

商店街及び鉄道などの高架下では伝統と賑わいを演出する景観を、住宅地や寺社が点在する地域などでは風情や落ち着きのある景観を形成するなど、まちの個性を活かした街並みを形成します。

■基本的な考え方

●台東区らしさを醸成する、風格ある景観の形成

- ・各拠点の地域特性をふまえた風格ある景観づくりを推進する。
- ・景観に配慮したシンボルとなる通りの整備を進めるとともに、道路景観と調和する沿道建物を誘導し、一体性、連続性のある通りの街並みを形成し、まちの特徴付けを図る。

→ まちづくり方針(1)

●多様な景観資源の保全・活用

- ・歴史・文化資源などの多様な景観資源を保全するとともに積極的にまちづくりに活かし、まちの個性や生活に応じた景観づくりを進める。
- ・祭りや地域行事等を活かした景観づくりを図る。

●貴重な自然資源の活用

- ・緑地や水辺空間などの自然資源を活用する。

→ まちづくり方針(2)

●景観形成を通じた伝統の継承と賑わいの創出

- ・多様な人々が住み、活動・交流する場としての賑わいの創出を図る。
- ・商店街の賑わいの連続性を維持し、回遊性向上に資する景観を誘導する。

→ まちづくり方針(3)

●地域への愛着、誇りをもてる景観形成

- ・地域への愛着、誇りをもてる、風情や落ち着きのある景観を誘導する。

→ まちづくり方針(4)

■景観まちづくり方針

(1) 風格ある景観形成

①拠点における風格の景観の形成

- 上野、浅草では、日本を代表する芸術・文化機能と商業・業務や娯楽など多様な機能が調和し相乗効果を生む総合拠点として、風格ある景観形成を進める。
- 上野・御徒町では、中央通りを軸とした上野恩賜公園との調和や連続性を強化し、公園内の文化施設や上野駅等の地域のランドマークとなる施設との景観的な調和を図りながら、歩行空間や市街地での緑化、休憩場所等の居場所の創出、ギャラリー等の日常的に文化を感じる空間を設けて賑わいと魅力の創出を図る。
- 浅草は、浅草寺を中心とした日本を代表する国際観光都市であり、その歴史と伝統を尊重しながら、個々の開発や整備における質的な維持・向上を目指し、新旧が調和し、引き立て合う景観の形成を図る。

②骨格的な景観の形成

- 浅草通り、雷門通り、かっぱ橋本通り、中央通り、昭和通り、山谷堀公園・土手通りは、区の景観の骨格を形成する景観軸として、通りの整備や街並み景観誘導を進める。
- 浅草六区地区やかっぱ橋道具街等における地域のシンボルとなる通りでは、沿道の建物の色彩や看板デザインの統一・調和を図る。
- 無電柱化の推進により、連続した美しい街並みを誘導する。
- 幹線道路では、地域特性に応じた街路樹の植栽や舗装の整備等により特徴的な沿道景観を整備するとともに、民有地内の歩道状空地や公開空地等と連続性を持たせ、開放感のある歩行空間の形成を推進する。



シンボルとなる通りの景観形成

(2) 景観資源の保全・活用と調和

①多様な景観資源の保全・活用

- 寺社や文化財、旧跡等の歴史ある文化資源等が持つ風情を活かした景観形成を図り、まちの資源として保全するとともに、共用空間としての活用を検討する。
- 景観上重要な建造物や樹木、地域における歴史・伝統のある文化資源は、景観資源として保全・活用する。

②歴史・文化資源との調和

- 世界文化遺産である国立西洋美術館周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）においては、調和のとれた良好な景観形成を図る。
- 祭りや地域行事等の重要な景観資源がある地域では、神輿の巡行ルートとなる通りや寺社の広場空間等について、その舞台にふさわしい景観形成を進める。

③自然資源の活用

- 隅田川・神田川に隣接するエリアは、水辺空間と調和した潤いある景観形成を図る。
- 上野台地や本郷台地の崖線は、地形的変化と自然を感じる場所であり、崖線の保全に努めるとともに、崖線周辺の緑化を推進し、自然資源を活用する。

(3) 伝統を受け継ぎ賑わいを創出する景観形成

①商店街の賑わい創出

- 商店街の賑わいを創出するため、統一的な街並みの誘導により、商店街の個性ある景観整備を推進する。
- 商店街において中高層建築物を建築する際には、低層階に商業等の賑わいの施設を配置するよう誘導し、通りとしての一体性、連続性を確保する。

②高架下での賑わい創出

- 鉄道や高速道路等の高架下は、空間の活用による賑わいの創出や、明るく安全な環境整備を図る。

③都市にふさわしい景観の創出

- 拠点や幹線道路沿道などでは、それにふさわしい都市的なスカイラインを形成するとともに、低層部への商業機能等の配置により連続性のある賑わいを創出し、躍動感や活力のある都市景観を形成する。
- 敷地や建物の規模に応じた緑化により、連続性のあるみどりを楽しめる空間を創出する。
- 限られた場所においても、多様な緑化手法を活用することにより、視野に入るみどりの増進を図る。



賑わいと魅力ある景観形成

(4) 風情・落ち着いたきのある景観形成

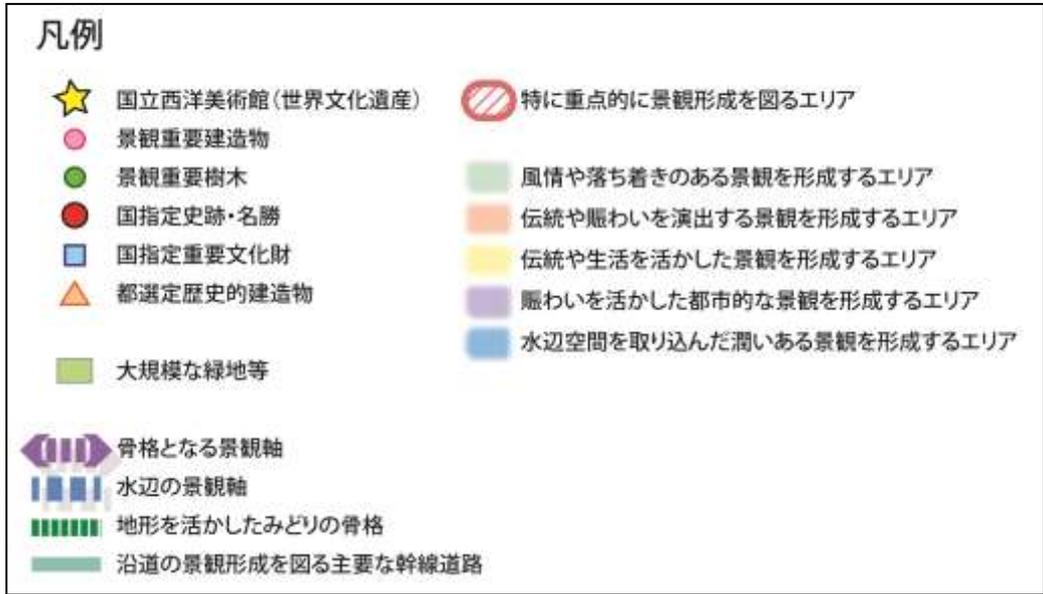
①生活に根差した空間の保全・創出

- 谷中や根岸等の歴史や生活・文化の風情を感じる地域では、みどり豊かな路地空間や人々の生活を大切にきた情緒ある景観形成を図り、建物の更新や公共事業等においてもそれを引き立てる景観形成を推進する。
- 住宅地では、落ち着いた佇まいを大切にしながら、生活道路を誰もが安全・快適に移動できる空間として整備するとともに、沿道緑化等による潤いの感じられる空間整備を進める。

②寺社の風情の活用

- 寺社の点在する地域では、その風情を活かしながら、歴史を感じられる景観形成を推進する。

■ 景観まちづくり方針図



5 防災まちづくり方針

■防災まちづくり方針の目標

様々な災害から生活・文化を守るまち

平常時から防災機能や災害に備えた活動拠点の充実を図るとともに、災害時のまちの継続性の確保、市街地整備とあわせた防災性の向上、集中豪雨などの水害に備えた対策を推進し、まちの安全性を高め、魅力の向上を図ります。

災害時の適切かつ円滑な都市復興を実現する事前復興まちづくりを推進します。

■基本的な考え方

●平常時・災害時における防災機能の確保と充実

- ・災害時に円滑に活動できるよう、平常時から防災活動拠点の整備・充実を進める。
- ・防災船着場やオープンスペースなどの水とみどりの資源を活用し、防災機能を確保する。

●来街者の多い地域での総合的な防災対策の推進

- ・来街者の多い地域では、災害時の帰宅困難者対策など一時滞留や避難などができる場の確保、体制づくりを進める。
- ・誰もが災害時に迅速に安全な場所に避難できるよう、多言語での防災情報提供など、ユニバーサルデザインに配慮した防災対策の推進を図る。

→ まちづくり方針 (1) (2)

●災害時にもまちの機能が継続できるまちづくりの推進

- ・業務・商業・行政機能が集積するエリアにおいては、緊急時にも利用可能なエネルギーシステムの導入、BCPの策定等による、災害時にも活動できるまちの形成を図る。

→ まちづくり方針 (3)

●市街地の総合的な防災性の向上

- ・防災生活圏の形成による「燃え広がらないまちづくり」、沿道の建物の耐震化・不燃化による「倒れないまちづくり」、木造住宅密集地の不燃化や建て替えの促進による「燃えないまちづくり」をめざし、基盤整備とともに市街地の総合的な防災性の向上を図る。

→ まちづくり方針 (4)

●水害に強いまちづくりの推進

- ・下水道、道路などの老朽インフラ更新や、建物の水害対策を図るとともに、集中豪雨に備えた隅田川・神田川周辺や急傾斜地における水害対策を推進する。

→ まちづくり方針 (5)

●復興まちづくりの推進

- ・災害が発生した場合、計画的に都市復興が実行できるよう、平常時から復興体制づくりを推進するとともに、「復興まちづくり方針」を検討する。

※ 想定を超える被害が発生した際には、被災を繰り返さないために、都市計画マスタープランに記載されている方針と異なる対応をする場合がある。

→ まちづくり方針 (6)

■防災まちづくり方針

(1) 防災機能の確保・充実

①多くの人が集まる空間における安全性の向上

- 多くの人が集まる駅やその周辺などでは、災害発生時の一時滞留や避難などの災害対策機能を兼ね備えた、空間や動線の整備、オープンスペースの確保を図る。
- 特に上野駅、浅草駅周辺など来街者の多い地区においては、災害発生時に不特定多数の滞留者を受け入れる一時滞在施設等として活用できるスペースを、民間開発等により確保する。

②エリア防災力の向上

- エリアマネジメントの一環として、施設整備やまちづくりにあわせた地区の防災性を高める取り組みを行う。
- 平常時においても、海外からの観光客や外国人居住者が防災に関連する情報を入手できるよう、多言語での情報発信機能の充実を図る。

③防災機能を備えた水とみどりの活用

- 防災船着場は、緊急輸送と地域防災活動を支援するための輸送拠点として活用するとともに、平常時も積極的に活用する。
- 災害時における井戸水の生活用水への活用や、河川水の消防水利への活用を図る。
- 防災機能を備えた公園や街路樹の充実と活用を図る。



防災船着場の活用

(2) 災害に備えた活動拠点や機能の充実

①災害時活動のための拠点や機能の充実

- 災害時の活動拠点となる災害対策本部の機能の充実を図る。
- 災害時に地域の拠点となる防災備蓄倉庫や応援物資の保管場所、輸送拠点の充実について検討する。

②身近な防災活動拠点の充実

- 区内の小中学校や公園、児童遊園等は、避難所や一時集合場所等の防災活動拠点として、機能の充実を図る。
- 帰宅困難者の帰宅を支援する災害時帰宅支援ステーションの支援体制を充実する。
- 「防災地図」、「水害ハザードマップ」の全戸配布により、避難所、一時集合場所等や避難方法について普及啓発を図る。



災害時活動の拠点の整備

(3) 災害時のまちの継続性の確保

①災害時事業継続や早期復旧のための体制づくりの推進

- 災害時の事業等の継続や早期復旧を可能とするため、備蓄物資や非常用電源設備の確保などにより、地域の事業継続性を高める。
- 事業への影響を最小限にとどめ、中核となる事業の継続が可能になるよう、事業者によ

る事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

②災害時に活用可能なエネルギーシステムの導入

○業務施設や公共施設が集積する地域においては、災害時のエネルギー確保のために、コージェネレーションシステムの導入や施設間のエネルギーネットワークの構築などを検討する。

（４）市街地整備とあわせた防災性の向上

①安全で良質な市街地の形成

○防災生活道路等の基盤整備、建物の不燃化・耐震化、共同化、災害時の活動拠点の整備、計画的な土地利用等により、地域の状況に応じた防災性の向上を図る。

②延焼遮断帯の形成

○災害時に燃え広がらないまちづくりを目指し、幹線道路沿道の建物の不燃化・耐震化を誘導し、延焼遮断帯の形成を図る。



住まいの共同化の推進

③緊急輸送道路のネットワークの形成

○緊急輸送道路沿道では、建物の耐震化や無電柱化を促進し、災害時における歩行者の安全の確保と救助活動、物資の輸送路としての機能を確保する。

④木造住宅密集地域における不燃化の推進

○不燃領域率が低く、火災による延焼の危険性の高い地域では、建物の不燃化とともに狭あい道路の拡幅、空地の確保等により、まち全体の不燃化を促進する。
○道路が狭く、狭小な敷地や建物が密集している地域では、建物の建て替えの促進、空地の確保等により、総合的な地域防災力の向上を図る。

⑤ライフラインの耐震性向上と無電柱化の推進

○道路空間を利用する上・下水道やガス等のライフラインの耐震性を強化するとともに、電気・通信設備の無電柱化を推進する。

（５）水害対策の推進

①公共下水道の更新・強化

○集中豪雨による下水道からの内水氾濫を防止するため、管理者への要請等により、下水道の更新とあわせた雨水排除能力の増強を促進する。

②雨水の流出抑制と建物の水害対策の推進

○公共施設や大規模建築物での雨水貯留の促進や道路等における透水性舗装等の導入により、降雨時の下水道への負担軽減を図る。
○建物の地下階への雨水の流入を防止する設備の設置等により、建物の水害対策を推進する。

③大規模河川周辺における水害対策の推進

○隅田川流域では、開発やまちづくりとあわせたスーパー堤防事業を推進する。
○荒川・神田川流域における河川氾濫や東京港の高潮時の各浸水想定に基づき、避難経路・避難場所を確保し、平常時からその情報を発信する。

④急傾斜地における崩壊防止対策の検討

- 集中豪雨等により急傾斜地の崩壊の可能性がある区域では、崩壊防止のための対策を検討する。

(6) 復興まちづくりの検討

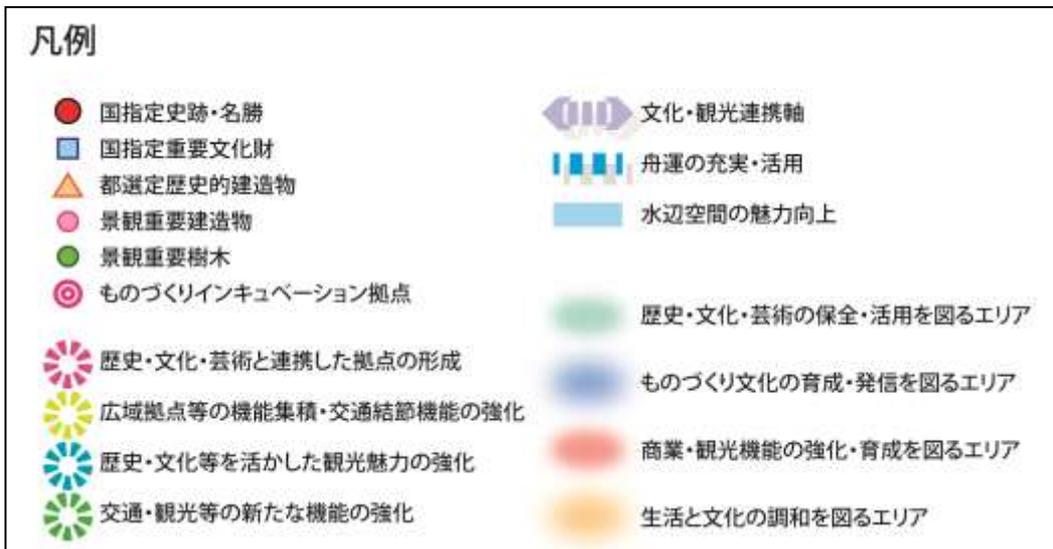
①官民連携による都市復興の共通認識づくり

- 平常時から「台東区震災復興マニュアル」に基づいた、復興模擬訓練や地域住民の参加による防災訓練等を実施し、適切かつ円滑な都市復興の想定や、災害に強いまちづくりを推進する。
- 官民が連携し、地域の復興課題の解決に向けた復興計画づくりや建物形態に関するルールづくり等を検討する。

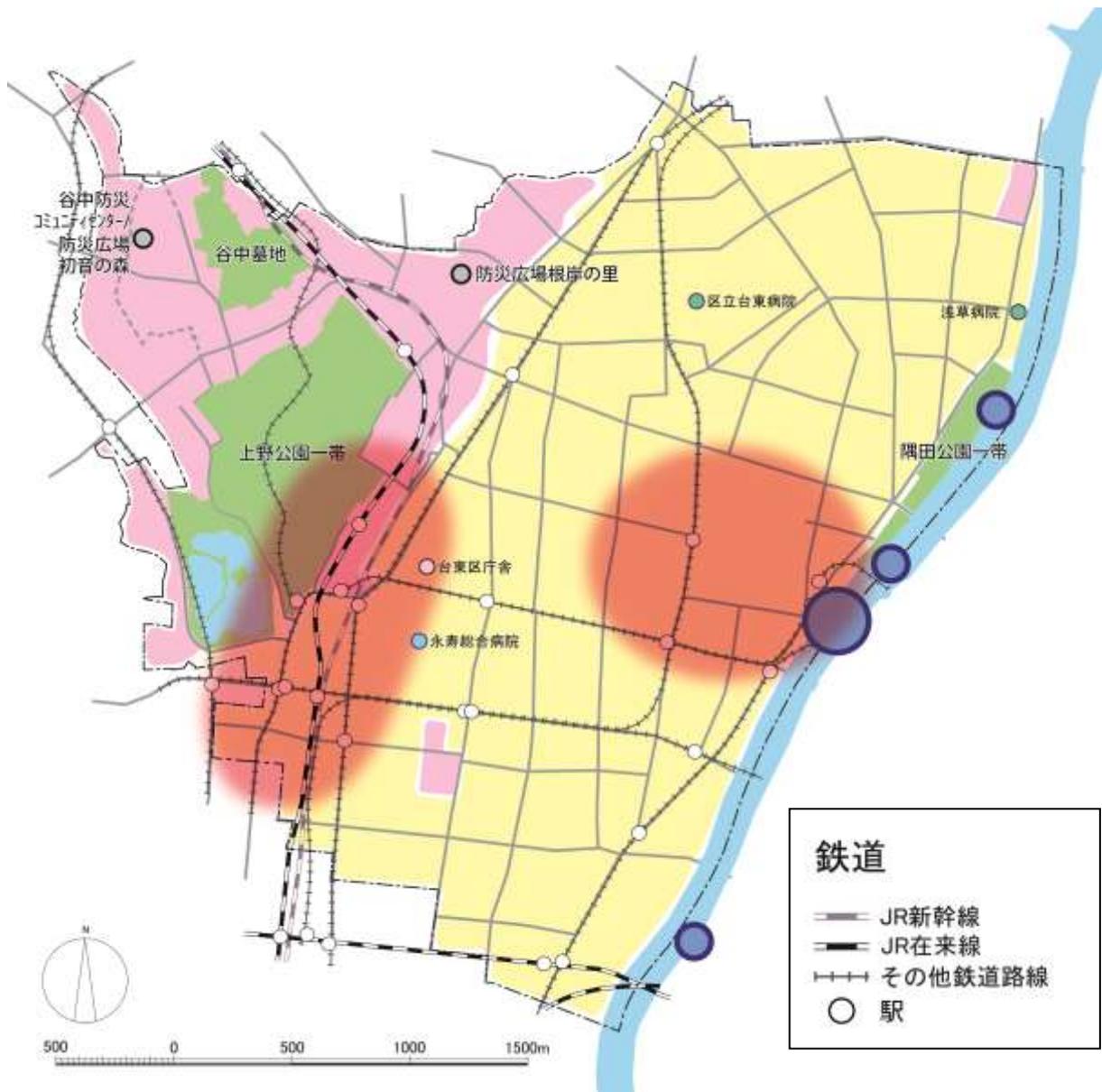
②事前の復興まちづくり方針の検討

- 災害により重大な被害を受けた際に地域住民の合意形成を円滑に進めるとともに、市街地の適切な復興を図るため、あらかじめ必要なデータ収集等を行い、「復興まちづくり方針」を検討・策定する。
- 大規模な震災の発生を想定した方針では、既存の都市基盤を活かした一部街区再編や建替え・共同化により復興するエリア、道路などの基盤整備を含めた市街地の改善により復興するエリア等に分けるなど、地域特性を踏まえるとともに、生活復興との連携を図り検討する。
- 大規模な水害の発生を想定した方針では、スーパー堤防整備による沿川の一体的なまちづくりや、水害に対応した避難場所の確保等について検討する。

■防災まちづくり方針図



【震災復興まちづくり方針図（イメージ）】



凡例

地域特性別の復興イメージ

- 道路などの基盤整備を含めた市街地の改善により復興を検討するエリア
- 既存の都市基盤を活かし一部街区再編などで修復し、建替え・共同化により復興を検討するエリア
- 主な経済活動の事業継続、早期復旧を可能とする都市機能の集積やオープンスペースを重点整備する拠点エリア

- 避難場所
- 防災広場

防災活動拠点

- 防災船着場
- 台東区庁舎
- 災害拠点病院(東京都)
- 災害拠点連携病院(東京都)

6 道路・交通まちづくり方針

■道路・交通まちづくり方針の目標

多様な人々の活動を支えるまち

道路空間の適切な整備・保全を推進するとともに、まちづくりにあわせた道路空間の活用により、まちの魅力や賑わいの向上を図ります。

道路整備により歩行者ネットワークを充実させ、歩いて暮らせるまちを目指すとともに、人々の生活や交流を支える公共交通の利便性をさらに向上させます。

駐車・荷捌き機能の充実や効果的な配置を促進します。

■基本的な考え方

●まちの個性を活かした道路空間の整備・保全・活用

- ・道路の適切な維持・管理により、安全性確保や長寿命化を図る。
- ・土地利用と連動した道路空間の活用により、まちの魅力や賑わいをより高める。
- ・道路の機能、沿道地域の特性や環境を考慮しながら、人々の多様な活動や地域コミュニティを支える場として、道路空間の活用を検討する。

→ まちづくり方針(1)

●誰もが歩いて暮らせるまちづくりの推進

- ・安全で快適な歩行者空間を確保し、歩行者ネットワークを充実するなど、回遊性の向上や健康まちづくりに資する取り組みを推進する。
- ・駐車及び荷捌き機能の充実や効果的な配置等により歩車分離を図り、歩行者中心の空間整備を推進する。

→ まちづくり方針(2)

●人と環境にやさしい利便性の高い公共交通等の充実

- ・交通利便性の向上を図るため、新たな公共交通機関の導入を検討する。
- ・駅での乗り換え利便性の向上等により、交通結節機能の充実を図る。
- ・舟運やシェアサイクルなど、既存の公共交通を補完する交通手段のさらなる充実・活用を図る。

→ まちづくり方針(3)

●多様なニーズに応じた交通手段の利用促進

- ・自転車やカーシェアリング等、誰もがいつでも手軽に使える、多様なニーズに応じた交通手段の利用を促進する。

→ まちづくり方針(4)

■道路・交通まちづくり方針

(1) 道路空間の整備・保全・活用

①道路空間の整備

- 整備または拡幅が必要な都市計画道路は、関係機関が連携し、地域特性に配慮した整備を促進する。
- 道路整備の際は、歩行者空間の充実、バリアフリー化、賑わいの連続性、透水・排水・遮熱など環境に配慮した舗装等により、沿道環境にも配慮する。

②道路空間の保全

- 道路の保全にあたっては、予防保全型の維持管理を推進し、ライフサイクルコストを縮減するとともに、施設の長寿命化を図りながら、計画的な更新を進める。

③まちづくりにあわせた道路空間の活用

- 祭りなどの催事におけるオープンカフェの設置などにより、道路空間を活用したまちの魅力や賑わいを向上させる取り組みを推進する。
- 歩行者の多い道路は、自動車交通の再編とあわせて、歩行者空間の拡充など、地域特性やまちづくりにあわせた活用を検討する。
- 交通機能への影響が少ない路地などでは、人や生活中心の活用により、地域の賑わい創出を図る。



道路空間の活用

(2) 歩いて暮らせる道路整備

①安全な歩行者空間の整備

- 生活道路は、歩道の設置、通過交通の抑制・速度低減に資する機能の導入により、安全で快適な歩行者・自転車中心の空間として整備する。
- 狭あい道路は、建物の更新・共同化等にあわせて拡幅し、防災性や良好な生活・住環境の向上を図る。
- 歩行者空間は、景観や道路緑化に配慮しながら、歩道の拡幅・バリアフリー化、放置自転車・違法な屋外広告物等の排除、無電柱化、照明や広告等のデザイン化、外国語表記の案内板の設置等により、誰もが安全・快適に移動できる整備を推進する。
- 駅周辺及び商業施設等では、事業者との適切な役割分担により、自転車等駐車場の整備や自転車利用者への啓発・指導等の放置自転車対策を推進し、歩行者空間を確保する。



安全で快適な歩行者中心の空間整備

②歩行者ネットワークの充実

- 駅や公共施設などの拠点施設を結ぶ主要な道路は、歩行者空間の拡充などにより、ゆとりある歩行者ネットワークの充実を図る。
- 浅草通りや中央通りなどまちのシンボルとなる通りにおいては、まちの個性を活かした緑化、修景、ストリートファニチャーの設置などの景観誘導や快適性の向上を図る。
- 外国人にも配慮した多言語の情報案内機能の充実を図る。
- 誰もが風景の変化を感じながら歩きたくなる歩行者ネットワークを形成し、健康まちづくりを推進する。

③拠点周辺における歩行者の安全性・回遊性の向上

- 上野駅及び駅周辺では、道路等の地下・上空空間の再編等により、安全な歩行者空間の整備を図り、上野恩賜公園と周辺地域との回遊性を強化する。
- 多くの来街者が訪れる地域・拠点周辺では、歩行者の回遊性向上を図るための歩車分離、オープンスペースの設置等により、歩行者中心の空間整備を推進する。
- 駅周辺や歩行者中心のまちづくりを進める地域では、駐車場の地域ルールを導入による適正な配置や荷捌き時間帯の区分、路外駐車場の活用等により、歩車分離を図る。
- 居住者と観光客双方にとって安全な交通環境づくりのため、観光バスの乗降スペース・駐車場の整備や観光バス予約システムの運用を図る。

(3) 人々の生活や交流を支える公共交通の充実

①利便性の高い公共交通の充実

- 交通利便性に課題のある地域では、新たな公共交通の導入可能性を検討する。
- 循環バス「めぐりん」などの公共交通は、区民生活に欠かせない身近な移動手段としてさらなる利便性向上を図り、道路交通混雑の緩和、環境影響への対応を図る。
- 旧東京北部小包集中局跡地や病院、商業施設などを結ぶ、新たな交通結節機能の整備を検討し、各地域や施設へのアクセス性向上を図る。

②交通結節機能の充実

- 上野駅及び駅周辺については、鉄道事業者、関係団体等との連携により、来街者にわかりやすい交通結節機能の再編を行う。
- 浅草駅及び駅周辺については、鉄道事業者、関係団体等との連携により、駅のターミナル機能の向上を図る。また、各交通機関を相互に結ぶ動線整備、バリアフリー化、交通広場の整備など、国際観光都市にふさわしい環境整備を推進する。
- 駅周辺では、道路・公園の地下及び上空空間や建物との一体的利用等の立体的な活用の促進を図り、バリアフリー化や歩行者の安全性・快適性が確保された歩行者空間・駅前広場等の整備などにより交通結節機能の強化を図る。

③舟運の充実・活用

- 防災船着場については、利用環境の改善による有効活用に努める。
- 来街者の交通利便性向上のために、隅田川・神田川の舟運の充実や新たなルートの設定を関係機関に働きかける。

(4) 多様なニーズに応じた交通手段の利用促進

①自転車利用環境の向上

- 歩行者と自転車・自動車の分離等により、自転車走行空間を創出し、自転車の利用環境や安全性の向上を推進する。
- 集合住宅では附置義務による駐輪スペースの設置を促進するとともに、近隣の民有地内に駐輪スペース等を設置する新たな仕組みなどを検討する。

②パーソナルモビリティ等の導入・誘導の検討

- シェアサイクルやカーシェアリング、次世代の移動手段としてパーソナルモビリティの誘導・導入を検討し、身近な移動手段の充実や環境負荷の低減を図る。

■道路・交通まちづくり方針図

